

化学物質等の危険有害性等の情報伝達について (一般消費者向けの製品の取扱いについて)

< 前回示した論点 >

- ▶ 想定している利用者が労働安全衛生法の適用を受けない一般消費者であることを理由として、表示・通知義務対象物質を下限値を超えて含有する製品でありながらラベル表示及びSDS交付を行っていない場合であっても、当該製品を業務に使用しようとするユーザー側（購入者）から業務に使用するとして表示・交付依頼があれば、表示・交付することを義務付ける。
- ▶ 一般消費者向け製品であっても、業務用に使用する可能性も否定できないことから、表示・通知義務対象物質を下限値を超えて含有する製品を販売（譲渡又は提供）する場合は、ユーザー側からの提供依頼のあるなしにかかわらず、ラベル表示及びSDS交付を義務付ける（又はラベル表示を義務付け、SDS交付はユーザー側から求めがあった場合に交付することを義務づける）。

< 前回出された主な意見 >

（労働災害の発生状況について）

- 労働災害の例は不安全行動によるものがほとんどではないか。
- 一般消費財には一般人が取り扱う上での注意事項が表示されているはずだが、なぜ労災に至っているのか。
- 年間数十件というのは問題視するレベルなのか。

（ラベルやSDSを何に対して求めるか）

- 業者から見て一般消費財とはどこまでなのか。製品がどこで使われているか判らない。
- 一般消費者向け製品で危ないものはそんなにない。
- 一般消費者がラベルSDSがない中で事故が起きていないのに、業務用に使うというだけでさらに踏み込むのか。
- 業務用製品が一般向けに入手できる中でSDSを求めることは否定しない。
- 業務用洗剤は食洗協が自主的にラベルSDSに取り組んでいる。

< 前回の議論を踏まえた論点の再整理 >

案①

- 一般家庭用の製品はそもそも危険有害性が高くないものが多いことから、それらを含めて議論するのではなく、一般家庭用製品（そのまま一般家庭で使用されることを想定して製造・輸入されている製品）を除く形とし、それ以外のものは、流通形態によらず、労働安全衛生法に基づくラベル表示・SDS交付の義務対象として位置づけることとしてはどうか。（具体的には、現在の解釈に、例えば以下の下線部のような記載を追加してはどうか（法第57条の2も同様））

法第57条ただし書の「主として一般消費者の生活の用に供するためのもの」には、以下のものが含まれるものであること。

- ア 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）に定められている医薬品、医薬部外品及び化粧品
- イ 農薬取締法（昭和23年法律第125号）に定められている農薬
- ウ 労働者による取扱いの過程において固体以外の状態にならず、かつ、粉状又は粒状にならない製品
- エ 表示対象物が密閉された状態で取り扱われる製品
- オ 一般消費者のもとに提供される段階の食品。ただし（中略）
- カ 一般消費者が家庭等において私的に使用することを目的として製造又は輸入された製品（いわゆる業務用洗剤等の業務に使用することが想定されている製品は、一般消費者も入手可能な方法で譲渡又は提供されているものであっても、法第57条に基づく表示の対象となるものであること）

- この場合、上記の一般家庭用製品に当たるかどうかの判断基準は明確化できるか。輸入者、製造者又は販売者の判断に委ねることとした場合、業務用製品であっても一般家庭用であると恣意的に解釈し、ラベル表示等を行わないような悪質な事業者を防ぐことが可能か。

< 前回の議論を踏まえた論点の再整理 >

案②

- ラベル表示等が義務付けられている危険有害性のある化学物質を下限値以上の濃度で含有するような製品が、そのまま家庭等で使用される一般家庭用製品は基本的にはない（そうした危険有害な製品がそのまま一般消費者向けに販売されていることは通常想定されない）という理解は成り立つか。
- この理解が成り立つのであれば、明確な判断基準を設定することが困難と思われる「一般家庭用製品かどうか」という分け方をするのではなく、ラベル表示等の義務対象物質を下限値以上の濃度で含有する製品は、基本的には業務用製品であるとして、全てラベル表示・SDS交付の義務対象として取り扱うこととしてはどうか。